

## 人権まんが解説

### 児童虐待を防止しよう

#### 児童虐待防止法

二〇〇〇(平成十二)年五月に制定された児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)では、次のような行為を、児童虐待として定義づけています。

- ① 児童の身体に外傷を生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
- ② 児童にわいせつな行為をすること、またはさせること
- ③ 児童の心と体の正常な発達をさせ、またげような減食、または長時間放置するなど保護者としての監督を怠ること(ネグレクト)
- ④ 児童の心を著しく傷つけるような言動を行うこと

昨年十月一日に改正法が施行され、児童虐待は、子どもへの著しい人権

侵害であることが明記されました。また、早期発見のため、虐待を受けた子どもの発見時に限っていた国民の通告義務を、虐待を受けた可能性のあるケースにまで拡大しています。

#### 児童虐待の現状

児童相談所の児童虐待相談件数は、年々増加しており、二〇〇三(平成十五)年度には二六五九件に達し、十年前と比べて、十六・五倍と急増しています。

このほかに保健所など他の機関で児童虐待が発覚する場合もあり、さらに、表に出てこないケースも考えられると、児童虐待の実態には想像を絶するものがあります。

#### 児童虐待の防止に回す

児童虐待は、子どもが人間らしく幸せに生きる願いや権利を無残に踏みにじる決して許されぬ行為です。子どもは、大人からの虐待に全く無力です。そんな子どもたちを救済

する手段としては、私たち市民の一人ひとりが早く虐待の事実気づき、児童相談所などの専門機関に委ねることも必要です。

そのためには、日頃から地域住民のコミュニケーションが一層求められるでしょうし、私たち一人ひとりが子どもの虐待防止に対し、関心をもつことが必要なのではないでしょうか。

笠岡市でも、二〇〇五(平成十七)年二月一日に笠岡市児童虐待防止ネットワーク協議会(事務局:社会福祉事務所)を設置し、児童虐待防止及び早期発見、並びに迅速な対応を図ることとしています。子どもたちの健やかな成長のために、みんなで協力していきましょう。



## お知らせ

- 各種講座のご案内  
吉田文化会館では、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決を目的とした交流活動として、各種講座を開いています。受講については無料ですが、講座によっては、教材費をいただきます。
- 子ども茶道教室・大人茶道教室  
毎月第二・第四(土)13時～17時
- 木彫教室  
毎月第一・第三(土)9時30分～12時
- 手芸教室  
毎月第一・第三(金)9時～12時
- いけばな教室  
毎週(金)14時～15時30分
- 子ども硬筆教室  
毎週(土)9時～11時
- 人権啓発パネル  
人権まんが「未来ちゃん」の  
パネル貸出について  
連載中の人権まんが「未来ちゃん」の三パネル(第八回から第十回)が新たに追加されました。人権に関する研修会や地域での人権啓発などに活用ください。
- 第八回 患者の人権
- 第九回 在日外国人の人権
- 第十回 インターネットと人権

よしだ文化会館だより④